

古座分庁舎リノベーション事業に伴う企画提案・設計・施工・施工監理業務  
仕様書

1. 適用範囲

本仕様書は、串本町と受注者との間における古座分庁舎リノベーション事業に伴う企画提案・設計・施工・施工監理業務の実施に必要な事項について定めるものである。

2. 業務の着手

受注者は、契約を締結し串本町議会の議決後、速やかに業務に着手しなければならない。

3. 適用基準等

- (1) 受注者が、業務を実施するに当たり、適用すべき基準等（以下、「適用基準等」という。）は、特記仕様書による
- (2) 受注者は、適用基準等により難しい事案が発生した場合は、あらかじめ監督員と協議しなければならない。
- (3) 市販されている適用基準等は、受注者の負担において備えるものとする。

4. 提出書類

(1) 受注者は、契約を締結し串本町議会の議決後、監督員に関係書類を速やかに提出しなければならない。

ア. 設計図書（基本設計・実施設計）

※ 受注者は、現場確認等の事前調査を行ったうえで、設計図書を串本町に提出して承諾を得ること。

イ. 見積書

ウ. 工程表

エ. 現場代理人通知書および経歴書

オ. 施工体制台帳

カ. 着手届

キ. その他必要書類

(2) 様式が定められていない書類は、監督員の指示による。

5. 業務計画書

(1) 受注者は、契約締結の日から起算して14日以内に、監督員に業務計画書を提出しなければならない。

(2) 業務計画書には、次の事項を記載することとする。

ア. 実施工程表

- イ. 業務実施体制（協力事務所も記載すること）
  - ウ. 監理技術者の主な実績等
  - エ. 主任担当技術者の経歴等
- (3) 受注者は、業務計画書の内容を変更する場合は、その理由を明確にし、監督員に変更業務計画書を提出しなければならない。
- (4) 監督員が指示した場合は、追加の書類を提出しなければならない。

## 6. 守秘義務

受注者は、契約書の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

## 7. 再委託

- (1) 受注者は、計画及び総合分野を再委託してはならない。ただし、主たる業務以外の業務については認める。
- (2) 再委託する場合は、監督員の承諾を得たうえで、委託した業務の内容を明示した書面により行うこととする。

## 8. 資料の貸与及び返却

- (1) 発注者は、必要に応じて保有する資料等を貸与する。
- (2) 受注者は、資料の貸与を受けるとき、又は、借り受けた資料等を返却する際は書面により行うこととする。
- (3) 受注者は、借り受けた資料等を適切に管理し、発注者の了解なく第三者へ提供しないこととする。
- (4) 借り受けた資料等は、速やかに返却することとする。

## 9. 関係法令の遵守

受注者は、業務を実施するに当たり、関係する法令、条例等を遵守しなければならない。

## 10. 関係官公庁への手続

- (1) 受注者は、業務を実施するに当たり、発注者が行う関係官公庁等への手続に協力することとし、また、関係官公庁等へ手続が必要な場合は、速やかに行い、その内容を監督員に報告しなければならない。
- (2) 受注者が、関係官公庁等から協議等を受けたときは、速やかにその内容を監督員に報告し、必要な協議・検討を行うこととする。

## 11. 打合せ及び記録

業務を円滑に実施するため、各監理技術者と監督員は密に連絡を取り、業務の方針や条件等の疑義を正すものとし、その内容については、遅滞なく受注者が工事打合簿をし、相互に確認しなければならない。

#### 1 2. 履行報告

受注者は、毎月、監督員が指定する日までに履行報告をしなければならない

#### 1 3. 条件変更等

受注者は、仕様書等に明示されていない履行条件について、予期することのできない事態が生じたと判断し、発注者と協議して当該規定に適合すると認められた場合は、契約書の規定により、速やかに発注者にその旨を通知し、その確認を請求しなければならない。

#### 1 4. 一時中止

発注者は、次の各号に該当する場合は、契約書の規定により、業務の全部又は一部を一時中止させるものとする。

- (1) 関連する他の業務に進捗の遅れが生じたことにより、業務の続行が不相当と認めた場合
- (2) 天災等の受注者の責に帰すことができない事由により、業務の対象箇所の状態や受注者の業務環境が著しく変動したことにより、業務の続行が不相当又は不可能となった場合
- (3) 受注者が契約図書に違反し、又は監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合

#### 1 5. 履行期間の変更

- (1) 受注者は、契約書の規定により履行期間の延長変更を請求する場合は、延長理由、延長日数の算定根拠、修正した業務工程表、その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。
- (2) 受注者は、契約書の規定により履行期間を変更した場合は、速やかに修正した業務工程表を提出しなければならない。